

(写)

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第15号

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市営住宅管理条例（平成9年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2（同法第28条の2においてこれら</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は同法第28条の2において準用する同法第10条</p> |

の規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 省 略

3 省 略

第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 省 略

3 省 略

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。